

# 療養病床・介護老人保健施設の報酬の類型

療養病床・介護老人保健施設・療養病床から転換した介護老人保健施設の報酬の類型は以下のとおり。

療養病床		介護老人保健施設		
医療保険適用	介護保険適用			
(医師3名)  看護 4:1 介護 4:1  看護 5:1 介護 5:1  :新規に報酬を創設する類型	(医師3名) <b>【通常型】</b>  看護 6:1 介護 4:1  看護 6:1 介護 5:1  看護 6:1 介護 6:1	(医師2名) <b>【経過型】</b> (~H23)  看護 6:1 介護 4:1  看護 8:1 介護 4:1	(医師1+ $\alpha$ 名) <b>【療養病床から転換】</b>  (※1) 看護 6:1 介護 4:1  看護 6:1 介護 6:1	(医師1名) <b>【従来型】</b>  看護・介護 3:1
	<b>【ユニット型】</b>  ユニット型の報酬 ※2	<b>【経過型ユニット型】</b> (~H23)  経過型ユニット型の報酬 ※2	<b>【療養病床から転換・ユニット型】</b>  転換型ユニット型の報酬 ※2	<b>【ユニット型】</b>  ユニット型の報酬 ※2

※1 今後、療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者の介護ニーズの実態を把握し、平成24年4月以降の対応を検討。

※2 ユニット型施設については、①日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること、③2のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上、とされており、看護職員・介護職員については、概ね2:1の配置が評価されている。